移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　黒石市移住支援事業に関する報告を黒石市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、黒石市移住支援事業移住支援金交付要綱及びあおもり移住支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）上記１の報告の求めに応じなかった場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年未満で黒石市から青森県外に転出した場合：全額

（４）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞した場合

：全額

（５）青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（６）移住支援金の交付決定が取り消された場合：全額

（７）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に黒石市から青森県外に転出した場合

：半額

３　前項に規定する場合のほか、市から青森県内の市町村へ転出した後、青森県外に転出した場合についても、移住支援金の返還請求の求めに応じます。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

黒石市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　黒石市は、黒石市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、黒石市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、黒石市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。